

事 業 報 告 書
(自 令和 5 年 4 月 1 日 至 令和 6 年 3 月 31 日)

1、 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人社団さつき会
- ① 社団（出資持分あり）
- ② その他
- ③ 基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地
広島県広島市安佐南区長楽寺一丁目 8 番 9 号
- (3) 設立認可年月日 平成 19 年 2 月 16 日
- (4) 設立登記年月日 平成 19 年 3 月 5 日

2、 事業の概要

(1) 本来業務

種類	施設名称	開設場所	医療機関コード	許可病床数
診療所	医療法人社団さつき会三上整形外科医院	広島県広島市安佐南区長楽寺一丁目 8 番 9 号	34-1-0214377	一般病床 0 床

(2) 当会計年度内に社員総会で決議した事項

- 令和 5 年 5 月 23 日 令和 4 年度決算報告承認決定及び役員報酬額に関する件並びに剰余金処分の件
- 令和 6 年 3 月 25 日 令和 5 年度事業計画及び予算執行の件
令和 6 年度事業計画及び収支予算の決定

法人名 医療法人社団さつき会

所在地 広島県広島市安佐南区長楽寺一丁目8番9号

財 産 目 録

(令和6年3月31日現在)

1、資 産 額	99,648 千円
2、負 債 額	57,429 千円
3、純 資 産 額	42,219 千円

(内訳)

(単位；千円)

区分	金額
A 流動資産	54,474
B 固定資産	45,174
C 資産合計 (A+B)	99,648
D 負債合計	57,429
E 純資産 (C-D)	42,219

土地	(賃 借)
建物	(法人所有)

法人名 医療法人社団さつき会

所在地 広島県広島市安佐南区長楽寺1丁目8-9

貸 借 対 照 表

(令和6年3月31日現在)

(単位；千円)

資産の部		負債の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	54,474	I 流動負債	23,389
II 固定資産	45,174	II 固定負債	34,040
1 有形固定資産	18,672		
2 無形固定資産	1,087	負 債 合 計	57,429
3 その他の資産	25,413	純資産の部	
		科 目	金 額
		I 出 資 金	91,976
		II 積 立 金	-49,757
		III 評価・換算差額等	0
		純 資 産 合 計	42,219
資 産 合 計	99,648	負債・純資産合計	99,648

所在地 広島県広島市安佐南区長楽寺一丁目8番9号

(自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日)。

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	124,305
2 事業費用	138,203
本来業務事業損失	13,897
事 業 損 失	13,897
II 事業外収益	16,298
III 事業外費用	358
經 常 利 益	2,042
IV 特別利益	105
V 特別損失	0
税引前当期純利益	2,148
法 人 税 等	182
当 期 純 利 益	1,965

※医療法人整理番号				

法人名 医療法人社団さつき会
所在地 広島県広島市安佐南区長楽寺1丁目8-9

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
なし									

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

- (注) 1. 当法人理事長〇〇〇〇の配偶者が株主総会の議決権の51%を占めている法人。
(注) 2. A社からの医薬品の購入に関する取引価格は市場価格を勘案して決定し、支払条件は翌月末現金払いとしている。

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし	なし						

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

- (注) 1. 不動産の賃借料は、近隣相場を参考に決定している。

監 事 監 査 報 告 書

医療法人社団さつき会
理事長 三上友明殿

私は、医療法人社団さつき会の令和5年会計年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下の通り報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席する他、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為及び法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和6年5月23日

医療法人社団さつき会

監事